

福岡県公報

令和三年四月三十日
第百九十六号
増刊
①

目次

告示 (第五百三三号)

○福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示 (経営技術支援課) ……………一

人事委員会

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) ……………一

正誤

○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規程の整理に関する告示 (令和三年福岡県選挙管理委員会告示第十七号) ……………一

告示

福岡県告示第五百三三号

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示

福岡県農業大学校学則(昭和五十五年三月福岡県告示第四百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表以外の部分中「学生定員、専攻コース及び専攻コース別の学生数の基準は、次のとおり」を「学生定員は五〇名とし、専攻コースは自営コース、法人・総合コース」に改め、同条の表を削り、同条に次の一項を加える。

2 専攻コース内の専攻科目については、農業大学校長(以下「校長」という。)が別に定める。

第五条第二項中「農業大学校長(以下「校長」という。)」を「校長」に改める。
第十一条第一項中「、第四条に定める専攻コースのうち総合コースを志願する場合を除き」を削る。
第二十二条中「技術習得研修」の下に「、経営力強化研修」を加える。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の福岡県農業大学校学則の規定は、令和四年度の第一学年学生から適用し、同年度の第二学年学生については、なお従前の例による。

人事委員会

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年四月三十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

(以下「職」の下に「、警察官の警部以下の職」を加え、「することを含む。」を「することを除く。」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

正誤

| | | | |
|------------------------------|-----------------------|-------------|---|
| 2 ・ 2 ・ 19 | | 発行年月日 | |
| 177 増刊① | | 番公 号報 | |
| 選管 理委 員 会 告 示 | | 種 類 | |
| 17 | | 番同 号上 | |
| 25 | | ペ ー ジ | |
| ○ | | 上 | 欄 |
| | | 下 | |
| 後 ろ か ら 7 | 後 ろ か ら 8 | 行 | |
| | | 備 考 | |
| 「異議申出人・審査申立人」 | 「異議申出人・審査申立人」 | 正 | |
| 「審査申立人・審査申請人」 | 「審査申立人・審査申請人」 | 誤 | |